

八女市立図書館本館整備基本計画検討委員会設置要綱

(令和5年4月26日決裁)

(設置)

第1条 八女市立図書館本館整備基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に当たり、市民、知識及び経験を有する者等から広く意見を聴くため、八女市立図書館本館整備基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、基本計画の策定について調査及び検討を行い、その結果を八女市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提言するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 公共図書館について知識及び経験を有する者
- (2) 図書館運営について知識及び経験を有する者
- (3) 社会教育について知識及び経験を有する者
- (4) 学校教育について知識及び経験を有する者
- (5) 市民代表
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、基本計画の策定が完了するときまでとする。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

2 委員が欠けたときは、委員を補充することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部社会教育課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月26日から施行する。